

令和4年11月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和4年11月25日（金）午後2時35分

場所：本庁舎8階8-1会議室・8-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和4年11月25日（金）、本庁舎8階8－1会議室・8－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 6 番	北 村 利 夫
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
7 番	上 田 洋 子	2 0 番	佐 川 俊 夫
8 番	加 藤 義 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
9 番	田 代 恵美子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 原 豊	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

6 番	飯 田 芳 一	2 2 番	澤 野 孝 行
1 2 番	加 藤 登	2 3 番	平 川 勝 昌

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主 幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
事務職員	松 下 翔 太 郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 55号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 56号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 57号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 58号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 6 議案第 59号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 15号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 16号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後2時35分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、大変お待たせいたしました。定刻を大分過ぎておりますが、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数25名、出席者数21名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度は、生産緑地指定からちょうど30年を経過いたしまして、特定生産緑地への変更の年でございます。不動産業界、あるいは建設業協会は、かなり2022年問題ということで騒いでおりましたが、藤沢市の場合は90%以上が特定生産緑地へ継続したということで、藤沢市内では2022年問題は起こらなかったということでございます。

今回、生産緑地が一時的に解除されまして、土地がダブつくのではないかとということがかなり言われておりました。そういうこともなく、藤沢市内でも、きのうの時点で約89haが生産緑地ということでございます。藤沢市内で一番多かったときには109haあったわけですが、それが年々、相続や故障の関係で少しずつ減ってきてまして、現在、89haが生産緑地として登録されております。

生産緑地になりますといろいろな特典はありますが、かなり縛りもございますので、躊躇される方も結構いるようでございますが、税金の面ではかなり優遇されているということで、いろいろ利用していただきたいなと思っております。

それを追加を指定する場合には、毎年、追加をしているんですが、昨日行われました都市計画審議会の中でもちょっと意見を申し上げたんですが、年間、申込期間というのは1カ月ぐらいしかないんですね。ですから、この1カ月の期間をもう少し長く延ばせないかということで要望してまいりました。毎年、追

加ということていろいろ手配をしているんですが、なかなか増えないということも現状でございます。ぜひともこういう優遇政策がありますので、利用していただきたいなと思っています。

それでは、11月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。  
事務局（村山勝彦事務局長） それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） それでは、会議を開催いたします。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、9番、田代恵美子委員と10番、吉原豊委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局から御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、1人。所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田2筆。地目、田現況畑。地積、合計349.91㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営効率化のため。譲渡人、譲受人の要望による。

番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作









地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、瀬郷、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計363.12㎡。内容、賃借権設定、資材置場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、記載のとおり。住所氏名、同左人。当該農地、地番、善行四丁目。地目、畑。地積、633㎡。内容、所有権移転、資材置場。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別、第3種農地。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

8番、加藤義一委員。

8番（加藤義一委員） 資料は10ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、藤沢市瀬郷にあります「中里小学校」から西に約200mの土地になります。

農地の区分は、建築基準法の道路に接しており、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には中里小学校と湘南ごしょみ眼科があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、土木工事等を営んでおり、事業規模拡大により、現在、使用している資材置場では手狭になることから、規模の見合う適地を探しており、規模的にも都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断したとのことでした。

申請地は、北側が畑、東側が道路、西側は雑種地及び住宅、南側は住宅になります。

出入口は東面で、それ以外の部分については、単管パイプ及び地上高約40cmになるよう土留鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。







以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第58号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第58号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第59号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第6、議案第59号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明させていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号1は、亀井野と西俣野で96aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、サトイモを作付けする予定となっております。

番号2は、このたび、法人が新規に借り受けるもので、資料は14ページを  
ごらんください。

当該地では、苗木を栽培する予定となっております。

なお、六会・長後の地区協議会におきまして、法人の代表者と面談をし、就



――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第15号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、報告第16号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 本件につきましては、まず11ページから12ページまでが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、六会・長後地区の2件、合計4件となっております。

続きまして、13ページから14ページまでが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計8件となっております。

続きまして、15ページから18ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が3件、六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計11件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第16号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から1点、ご報告をさせていただきます。

お手元にお配りしました「農地利用最適化交付金最適化活動実施報告書」で  
ございますけれども、こちらは、先月、委員の皆様方から最適化活動の御報告  
をいただいたところですが、そちらをまとめたものとなっております。  
名前のほうは省略させていただきましたけれども、各委員の活動日数をこちら  
に記載しておりますので、何かの参考にさせていただいて、また、下半期のほう  
は、改めて御報告いただく形になりますので、実績簿の作成を引き続きよろし  
くお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（齋藤義治委員） そのほか、委員の皆様方から何か意見等ございましたら願  
いをいたします。

それでは、以上をもちまして11月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただき  
まして、まことにありがとうございました。

ありがとうございました。

閉会 午後3時\_\_\_\_分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)